

防疫対策の概要

1 リスクレベルの区分

レベル 近隣諸国・地域 飼養豚での発生又は野生いのししでの感染確認

韓国等において、飼養豚で豚熱が発生した場合、又は野生いのししで豚熱ウイルスの感染が確認された場合。

レベル 国内（九州以外）の飼養豚での発生又は野生いのししでの感染確認

九州以外の国内において、飼養豚で豚熱が発生した場合、又は野生いのししで豚熱ウイルスの感染が確認された場合。

レベル 九州（沖縄県を除く）の飼養豚での発生又は野生いのししでの感染確認

沖縄県を除く九州内において、飼養豚で豚熱が発生した場合、又は野生いのししで豚熱ウイルスの感染が確認された場合。

レベル 本県飼養豚での発生（隣県での発生で本県の一部が制限区域に入る場合を含む）又は野生いのししでの感染確認（隣県での確認で本県の一部が当該地点から 10km に入る場合を含む）

本県において、飼養豚で豚熱が発生した場合、又は野生いのししで豚熱ウイルスの感染が確認された場合。隣県で飼養豚に発生又は野生いのししで感染が確認され、本県の一部が制限区域又は当該地点から 10 km に入る場合を含む。

2 リスクレベル評価（CSF）

危険度区分 (発生場所等)	近隣国 (韓国・中国など)	国内 (九州以外)	九州内 (沖縄県を除く)	本県で発生(隣県での発生等で本県の一部が制限区域等に入る場合を含む)		根拠
				(制限区域外)	(制限区域内)	
ウイルス伝播要因	家畜、輸入畜産物、人、携行品、飼料、野生鳥獣	家畜、人、飼料、車両、野生動物	家畜、人、飼料、車両、野生動物	家畜、人、飼料、車両、野生動物、衛生害虫	家畜、人、飼料、車両、野生動物、衛生害虫	
警戒体制	必要に応じて防疫対策会議	防疫対策会議	警戒連絡会議	長崎県CSF防疫対策本部設置		
使用消毒液の種類	高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液、消石灰					CSF指針第7の4
農場						
農場出入口	必要最小限の数		出入口1箇所に制限		出入口1箇所に制限 (発生農場)	飼養衛生管理基準8 CSF指針第7の1の(2)
家畜の移動(導入)	-		自粛		中止	CSF指針第9の4、県予防規則第2条
放牧	-	-	-	中止	中止	CSF指針第10の1、県予防規則第4条
観光牧場						
人の消毒	-		靴底、手指の消毒			飼養衛生管理基準13 平成22年4月30日付事務連絡 に準じる
来場者の畜舎内立入	-		制限			
来場者が他の飼養施設へ立ち入らないこと			周知(1週間立ち入らないこと)			
と畜場						
事業実施	可			移動制限区域内は停止		CSF指針第10の1、県予防規則第3条
人の消毒	靴底					
車両消毒	タイヤ		全体			
種雄豚、精液						
凍結精液	-	-	分散保管		移動禁止 (21日前に採取され、区分管理されていたものを除く)	CSF指針第9の4、第25
避難	-	-	状況を見て検討	分散飼育	移動禁止	CSF指針第9の4、第25
消毒ポイント						
港の消毒(検査港を除く)						
人の消毒	-	-	靴底		靴底	法第28条の2、規則36条
車両消毒	-	-	タイヤ・車底		タイヤ・全体	法第28条の2、規則36条
空港の消毒	-	-	靴底		靴底	法第28条の2、規則36条
道路(畜産関係車両)	-	-	タイヤ・車底		全体	法第28条の2、規則36条、CSF指針第11
道路(一般車両)	-	-	タイヤ		タイヤ	法第28条の2、規則36条、CSF指針第11

イベントの開催						
畜産関連イベント						
共進会等（豚等を扱うもの）	-	-	自粛	中止	中止	CSF指針第10の1及び2、県予防規則第3条
その他（豚等を扱わないもの）	-	-	自粛	自粛	中止（靴底、手指の消毒）	CSF留意事項第65
一般イベント	-	-	-	状況を見て検討	自粛（靴底、手指の消毒）	CSF留意事項第65
養豚関係者の行動						
発生地およびその周辺への移動	自粛					
畜産関係会合・集会の実施	-	-	自粛	中止		
家畜診療	-	-	-	消毒を徹底して実施する（巡回診療は行わない）	緊急を要するものに限る（身体、器具、車両等の消毒を徹底）	CSF留意事項第59の5

法 = 「家畜伝染病予防法」（昭和26年5月31日法律第166号）
 規則 = 「家畜伝染病予防法施行規則」（昭和26年5月31日農令第35号）
 指針 = 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表、令和3年10月1日一部改正）
 留意事項 = 「特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（全部改正 令和2年7月1日 2 消安第1567号、一部改正 令和3年10月1日 3消安第3495号）
 県予防規則 = 「長崎県家畜伝染病予防規則」（昭和27年8月12日長崎県規則第45条）

発生地域の拡大状況、九州各県の実施状況等を見て実施すべきか検討する。

飼養衛生管理基準により実施する対策

- ・ 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限（飼養衛生管理基準13）
- ・ 衛生管理区域への車両の出入は必要最小限とする。（飼養衛生管理基準8）
- ・ 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃及び消毒を定期的に行う。（飼養衛生管理基準32）
- ・ ねずみ及び害虫の駆除を行う。（飼養衛生管理基準31）
- ・ 衛生管理区域への防護柵等による野生動物の侵入防止対策（飼養衛生管理基準23）
- ・ 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入防止対策（飼養衛生管理基準30）
- ・ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒、農場用フロアマット、消毒噴霧器の携行（飼養衛生管理基準17）

3 リスクレベル評価（ASF）

危険度区分 (発生場所等)	近隣国 (韓国・中国など)	国内 (九州以外)	九州内	本県で発生（隣県での発生等で本県の一部が制限区域等に入る場合を含む）		根拠
				(制限区域外)	(制限区域内)	
ウイルス伝播要因	家畜、輸入畜産物、人、携行品、飼料、野生鳥獣	家畜、人、飼料、車両、野生動物	家畜、人、飼料、車両、野生動物	家畜、人、飼料、車両、野生動物、衛生害虫	家畜、人、飼料、車両、野生動物、衛生害虫	
警戒体制	必要に応じて防疫対策会議	防疫対策会議	警戒連絡会議	長崎県ASF防疫対策本部設置		
使用消毒液の種類	炭酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、次亜塩素酸塩、逆性石けん液、ヨウ素化合物、消石灰					ASF指針第7の4
農場						
農場出入口	必要最小限の数		出入口1箇所に制限		出入口1箇所に制限 (発生農場)	飼養衛生管理基準8 ASF指針第7の1の(2)
家畜の移動（導入）	-	自粛		中止		ASF指針第9の4、県予防規則第2条
放牧	-	-	-	中止	中止	ASF指針第10の1、県予防規則第4条
観光牧場						
人の消毒	-	靴底、手指の消毒				飼養衛生管理基準13 平成22年4月30日付事務連絡に準じる
来場者の畜舎内立入	-	制限				
来場者が他の飼養施設へ立ち入らないこと		周知（1週間立ち入らないこと）				
と畜場						
事業実施	可			移動制限区域内は停止		ASF指針第10の1、県予防規則第3条
人の消毒	靴底					
車両消毒	タイヤ		全体			
種雄豚、精液						
凍結精液	-	-	分散保管		移動禁止 (15日前に採取され、区分管理されていたものを除く)	ASF指針第9の4、第25
避難	-	-	状況を見て検討	分散飼育	移動禁止	ASF指針第9の4、第25
消毒ポイント						
港の消毒（検査港を除く）						
人の消毒	-	-	靴底		靴底	法第28条の2、規則36条
車両消毒	-	-	タイヤ・車底		タイヤ・全体	法第28条の2、規則36条
空港の消毒	-	靴底			靴底	法第28条の2、規則36条
道路（畜産関係車両）	-	-	タイヤ・車底		全体	法第28条の2、規則36条、指針第11
道路（一般車両）	-	-	タイヤ		タイヤ	法第28条の2、規則36条、指針第11

イベントの開催						
畜産関連イベント						
共進会等（家畜を扱うもの）	-	-	自粛	中止	中止	ASF指針第10の1及び2、県予防規則第3条
その他（家畜を扱わないもの）	-	-	自粛	自粛	中止（靴底、手指の消毒）	ASF留意事項第42
一般イベント	-	-	-	状況を見て検討	自粛（靴底、手指の消毒）	ASF留意事項第42
養豚関係者の行動						
発生地およびその周辺への移動	自粛					
畜産関係会合・集会の実施	-	-	自粛		中止	
家畜診療	-	-	-	消毒を徹底して実施する（巡回診療は行わない）	緊急を要するものに限る（身体、器具、車両等の消毒を徹底）	ASF留意事項第36の5

法 = 「家畜伝染病予防法」（昭和26年5月31日法律第166号）
 規則 = 「家畜伝染病予防法施行規則」（昭和26年5月31日農令第35号）
 指針 = 「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表、令和3年10月1日一部改正）
 留意事項 = 「特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（全部改正 令和2年7月1日 2 消安第1567号、一部改正 令和3年10月1日 3 消安第3495号）
 県予防規則 = 「長崎県家畜伝染病予防規則」（昭和27年8月12日長崎県規則第45条）

発生地域の拡大状況、九州各県の実施状況等を見て実施すべきか検討する。

飼養衛生管理基準により実施する対策

- ・ 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限（飼養衛生管理基準13）
- ・ 衛生管理区域への車両の出入は必要最小限とする。（飼養衛生管理基準8）
- ・ 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃及び消毒を定期的に行う。（飼養衛生管理基準32）
- ・ ねずみ及び害虫の駆除を行う。（飼養衛生管理基準31）
- ・ 衛生管理区域への防護柵等による野生動物の侵入防止対策（飼養衛生管理基準23）
- ・ 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入防止対策（飼養衛生管理基準30）
- ・ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒、農場用フロアマット、消毒噴霧器の携行（飼養衛生管理基準17）

4 CSF・ASF 防疫対応比較表

発生疾病・動物	CSF		ASF	
	飼養豚等	野生いのしし	飼養豚等	野生いのしし
通行遮断 (法第15条 又は第10条) (法第25条の2 第3項)	CSF 指針第8 【対象】発生農場周辺 【期間】原則、72時間を超えない期間	CSF 指針第19 【対象】必要に応じ、確認地点を中心とした半径3km以内の農場【期間】原則、72時間を超えない期間	ASF 指針第8 【対象】発生農場周辺 【期間】原則、72時間を超えない期間	ASF 指針第20 【対象】必要に応じ、確認地点を中心とした半径3km以内の農場【期間】原則、72時間を超えない期間
移動制限措置 (法第32条)	CSF 指針第9 【範囲】移動制限区域：原則、発生農場を中心とした半径3km以内の区域、搬出制限区域：半径10km以内の移動制限区域に外接する区域 【対象】(1)生きた豚等、(2)移動制限区域内で採取された精液、受精卵等(判定日から遡り21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く)、(3)豚等の死体、(4)豚等の排せつ物等、(5)敷料、飼料及び家畜飼養器具 病性の判定前でもCSFの疑いが高い場合は、国と協議の上、移動制限区域の設定が可能。 CSF 指針留意事項32 ワクチン接種区域において、患畜又は疑似患畜が確認された場合、及び接種農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合は、制限区域は設定しない。	CSF 指針第20 【範囲】原則、確保地点を中心とした半径10km以内の区域の全飼養農場 【対象】(1)生きた豚等、(2)移動制限区域内で採取された精液、受精卵等(判定日から遡り21日目、または陽性野生いのししの発見日より前に採取され、区分管理されていたものを除く)、(3)豚等の死体、(4)豚等の排せつ物等、(5)敷料、飼料及び家畜飼養器具 病性の判定前でもCSFの疑いが高い場合は、国と協議の上、移動制限区域の設定が可能。 【解除】野生いのししにおける浸潤状況から、豚等への感染リスクが無視できると考えられる場合は、小委の委員等の意見を踏まえ、動物衛生課と協議のうえ解除する。	ASF 指針第9 【範囲】移動制限区域：原則、発生農場を中心とした半径3km以内の区域、搬出制限区域：半径10km以内の移動制限区域に外接する区域 【対象】(1)生きた豚等、(2)移動制限区域内で採取された精液、受精卵等(判定日から遡り15日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く)、(3)豚等の死体、(4)豚等の排せつ物等、(5)敷料、飼料及び家畜飼養器具 病性の判定前でもASFの疑いが高い場合は、国と協議の上、移動制限区域の設定が可能。	ASF 指針第21 【範囲】原則、確保地点を中心とした半径10km以内の区域 【対象】(1)生きた豚等、(2)移動制限区域内で採取された精液、受精卵等(判定日から遡り15日目、または陽性野生いのししの発見日より前に採取され、区分管理されていたものを除く)、(3)豚等の死体、(4)豚等の排せつ物等、(5)敷料、飼料及び家畜飼養器具 病性の判定前でもASFの疑いが高い場合は、国と協議の上、移動制限区域の設定が可能。 【解除】野生いのししにおける浸潤状況から、豚等への感染リスクが無視できると考えられる場合は、小委の委員等の意見を踏まえ、動物衛生課と協議のうえ解除する。

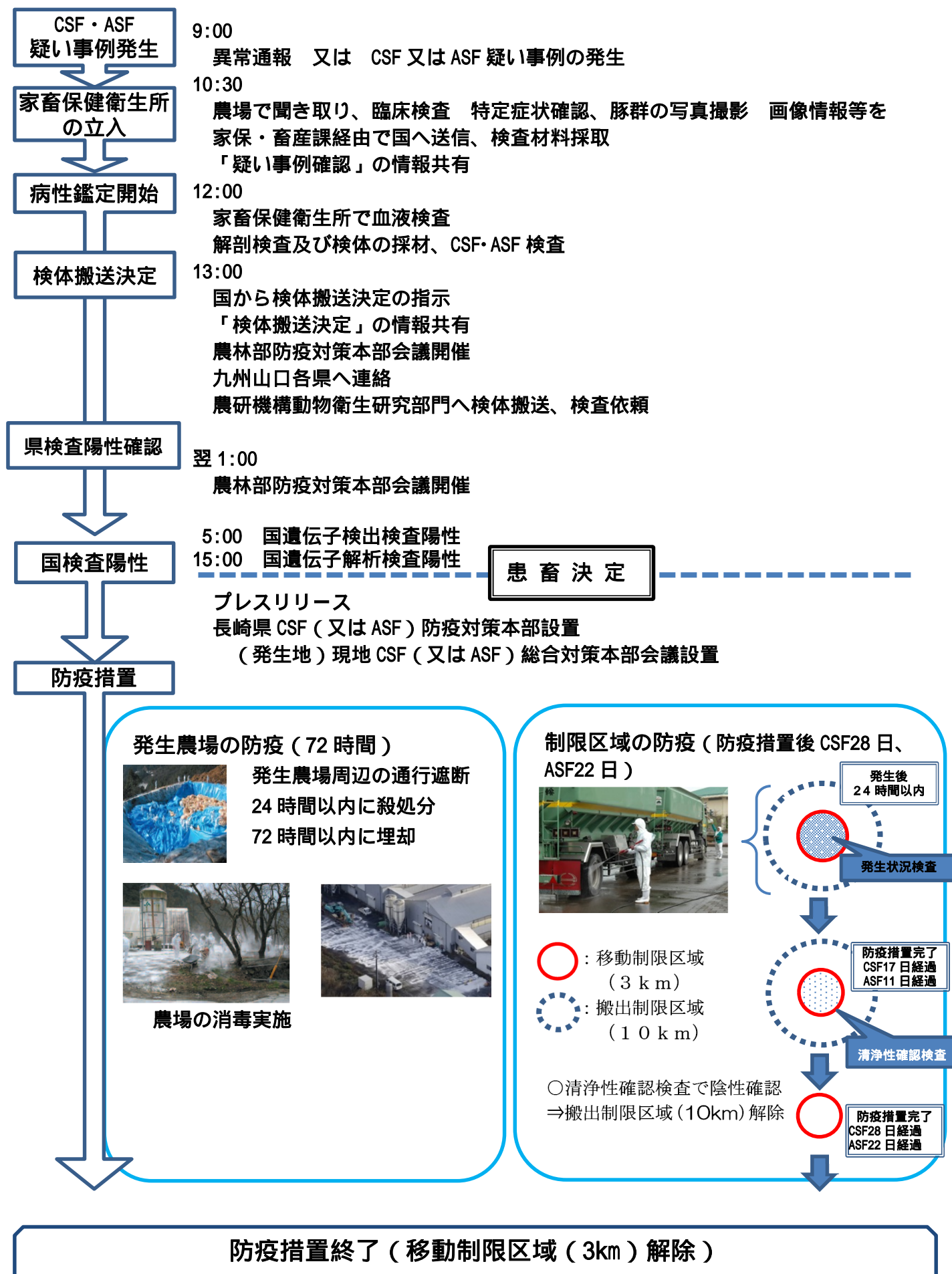
発生疾病・動物	CSF		ASF	
	飼養豚等	野生いのしし	飼養豚等	野生いのしし
家畜集合施設の開催等の制限 (法第26条、第33条及び第34条)	CSF 指針第10 【対象】(1) 移動制限区域内のと畜場におけると殺家畜市場等の豚等を集合させる催物、放牧(2) 搬出制限区域内の家畜市場等の豚等を集合させる催物	CSF 指針第21 【対象】(1) 移動制限区域内のと畜場におけると殺家畜市場等の豚等を集合させる催物、放牧(2) 搬出制限区域内の家畜市場等の豚等を集合させる催物	ASF 指針第10 【対象】(1) 移動制限区域内のと畜場におけると殺家畜市場等の豚等を集合させる催物、放牧(2) 搬出制限区域内の家畜市場等の豚等を集合させる催物	ASF 指針第22 【対象】移動制限区域内の(1)と畜場におけると殺(2)家畜市場等の豚等を集合させる催物、(3)放牧
消毒ポイント (法第28条の2)	CSF 指針第11 発生農場周辺(概ね半径1km範囲)、制限区域の境界	CSF 指針第22(必要に応じ設置) 【設置場所】感染確認地点周辺の山道の出入口、近隣の農場周辺、移動制限区域の境界その他の場所を中心に設置) 【対象】畜産関係車両、防疫関係車両、必要に応じ一般車両 山道等に設置する場合は、通過する人の消毒も徹底する。	ASF 指針第11 発生農場周辺(概ね半径1km範囲)、制限区域の境界	ASF 指針第23(設置は必須) 【設置場所】感染確認地点周辺の山道の出入口、近隣の農場周辺、移動制限区域の境界その他の場所を中心に設置) 【対象】畜産関係車両、防疫関係車両、必要に応じ一般車両 山道等に設置する場合は、通過する人の消毒も徹底する。
報告徴求 (法第52条)	CSF 指針第9の1の(6) 【対象】制限区域内(半径10km以内)の全ての豚等の所有者【内容】毎日の死亡頭数等【期間】制限区域の解除まで	CSF 指針第20の4 【対象】移動制限区域内(半径10km以内)の全ての豚等の所有者【内容】毎日の死亡頭数等【期間】移動制限解除まで	ASF 指針第9の1の(6) 【対象】制限区域内(半径10km以内)の全ての豚等の所有者【内容】毎日の死亡頭数等【期間】制限区域の解除まで	ASF 指針第21の4 【対象】移動制限区域内(半径10km以内)の全ての豚等の所有者【内容】毎日の死亡頭数等【期間】移動制限解除まで
ウイルスの浸潤状況の確認等	CSF 指針第12の2 飼養豚等【対象】移動制限区域内(半径3km以内)の農場(6頭以上飼養)【検査内容】発生状況確認検査・清浄性確認検査(臨床検査、血液検査、抗原検査、血清抗体検査)。	CSF 指針第23 野生いのしし【対象】移動制限区域(半径10km以内)の野生いのししの死体又は捕獲野生いのしし【検査内容】原則として抗原検査及び抗体検査 【期間】少なくとも28日間	ASF 指針第12の2 飼養豚等【対象】移動制限区域内(半径3km以内)の農場(6頭以上飼養)【検査内容】発生状況確認検査、清浄性確認検査(臨床検査、遺伝子検出検査、必要に応じ血清抗体検査)	ASF 指針第24の1の(1) 野生いのしし【対象】移動制限区域(半径10km以内)の野生いのししの死体又は捕獲野生いのしし【検査内容】遺伝子検出検査、必要に応じ血清抗体検査 【期間】少なくとも22日間

発生疾病・動物	CSF		ASF	
	飼養豚等	野生いのしし	飼養豚等	野生いのしし
ウイルスの浸潤状況の確認等（つづき）	CSF 指針第 12 の 6 野生いのしし【対象】移動制限区域（半径 10km 以内）の野生いのししの死体又は捕獲野生いのしし【検査内容】遺伝子検出検査、可能な限りエライザ検査 【期間】少なくとも 28 日間	CSF 指針第 23 の 1 飼養豚等【対象】移動制限区域内（半径 10km 以内）の農場（6 頭以上飼養）【検査内容】臨床検査、必要に応じ遺伝子検出検査、血清抗体検査。飼養衛生管理基準遵守状況確認	ASF 指針第 12 の 6 野生いのしし【対象】移動制限区域内（半径 10km 以内）の野生いのししの死体及び捕獲野生いのしし【検査内容】抗原検査、必要に応じ血清抗体検査 【期間】少なくとも 22 日間	ASF 指針第 24 の 1 の（2） 飼養豚等【対象】移動制限区域内（半径 10km 以内）の農場（6 頭以上飼養）【検査内容】臨床検査、必要に応じ遺伝子検出検査。飼養衛生管理基準遵守状況確認
ワクチン	CSF 指針第 3 - 2 予防的ワクチン 野生イノシシにおける豚熱感染が継続的に確認される場合に実施。【ワクチン接種推奨地域】国が設定。県はプログラムを作成し、国の認定を受け、接種命令【接種者】家畜防疫員、知事認定獣医師、登録飼養衛生管理者【接種対象】すべての豚等（初回接種は哺乳豚及び 20 日以内にと畜場に出荷される豚を除く） CSF 指針第 13 緊急ワクチン 発生農場におけると殺のみでは感染拡大が困難と考えられる場合に実施。【緊急防疫指針】国が作成。実施時期、実施地域、対象家畜。【接種者】県	CSF 指針第 24 野生いのししへの浸潤状況調査の結果を踏まえ、捕獲の強化を推進するとともに、国が専門家等の意見を踏まえ実施。（経口ワクチン）	ワクチン自体が存在しない。	

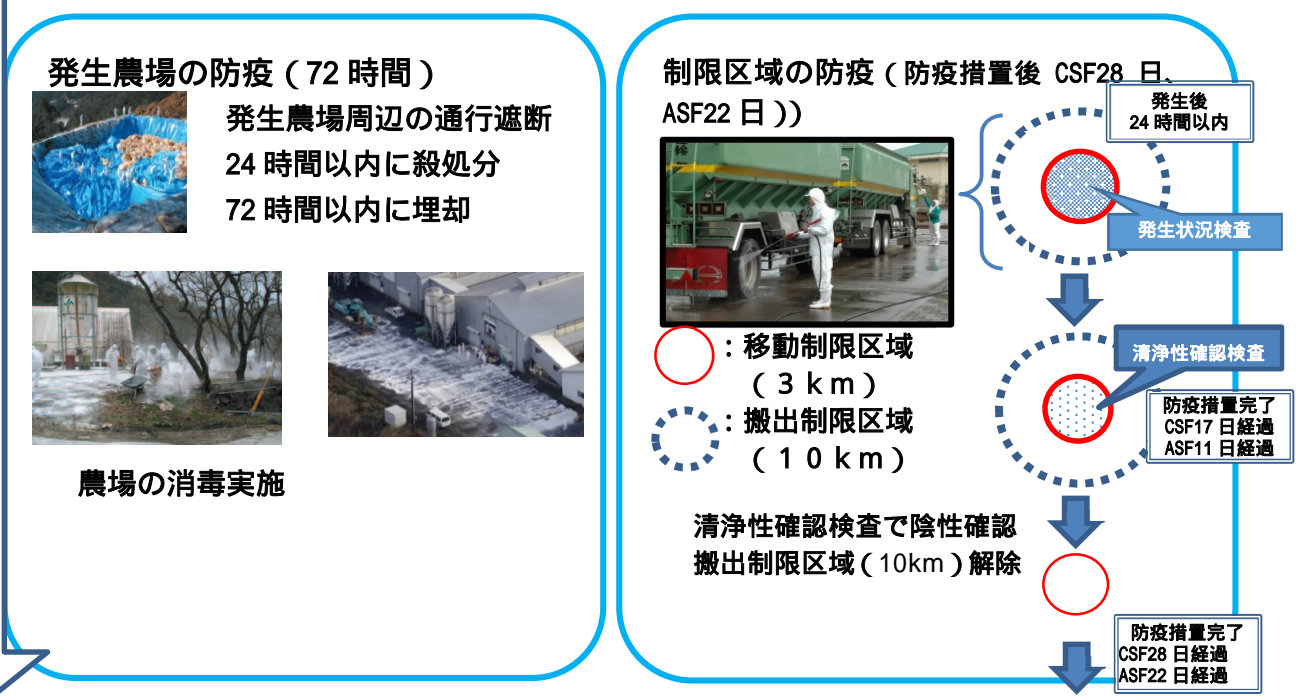
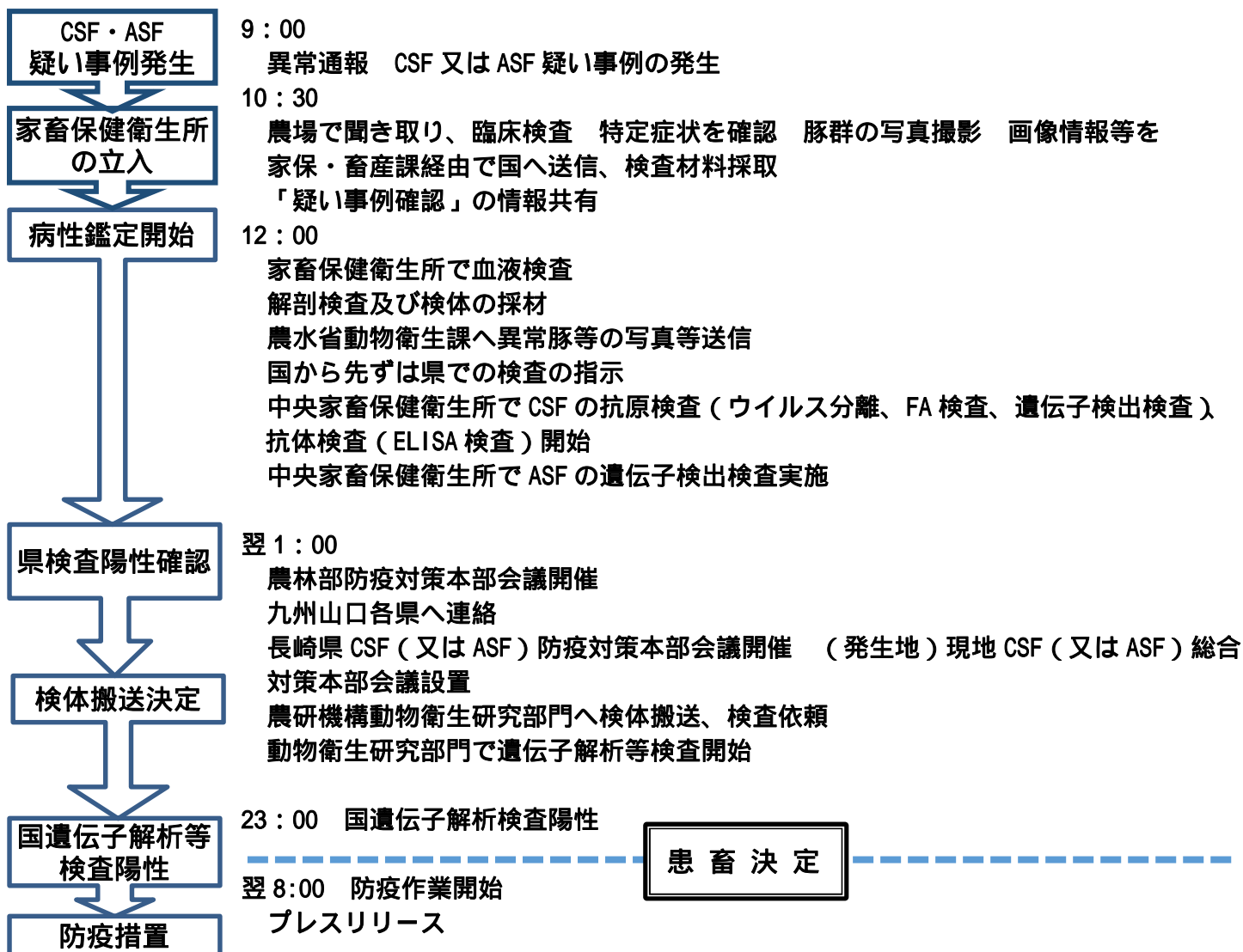
<p>予防的殺処分</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>	<p>指針第 13</p> <p>【実施の判断】農林水産省は、又はの要素を考慮して、発生農場におけると殺及び移動制限等のまん延防止対策又は野性いのしし対策では感染拡大の防止が困難と考えられる場合。</p> <p>【実施区域】原則として、発生農場又は陽性となった野性いのししを捕獲した地点等を中心とした半径 500m から 3km 以内の区域の中で、国が指定地域を設定する。</p> <p>豚等における要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 予防的殺処分以外の防疫措置の有効性 イ 感染の急速な広がり ウ ウイルス浸潤状況 <p>野生いのししにおける要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 予防的殺処分以外の防疫措置の有効性 イ 感染の急速な広がり ウ ウイルス浸潤状況 エ 野生いのししの状態（病変、検査結果等） オ 環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、家畜飼養密度、地理的状況） カ 周辺農場の飼養衛生管理の状況
---------------	-----------	-----------	---

5 発生時の防疫措置の流れ

(1) 国検査機関で一括して遺伝子検出検査から遺伝子解析検査まで実施する場合



(2) 中央家保での遺伝子検出検査で陽性確認後、国検査機関で遺伝子解析検査を実施する場合



防疫措置終了 (移動制限区域 (3km) 解除)

6 発生時防疫対応タイムフロー【異常通報から患畜確定まで】(1) 国検査機関で一括して遺伝子検出検査から遺伝子解析検査まで実施する場合

人、場所、物(資材、重機等)、その他作業(連絡、資料作成等)

経過 日数	時間	経過 時間	事項		現地総合対策本部(発生地)	県防疫対策本部	地域総合対策本部
			CSF	ASF			
1	9:00	0:00	異常通報 疑い事例の発生		異常通報又は疑い事例の発生		
					農家から異常通報 又は CSF又はASF疑い事例の発生 畜産課に連絡	(防疫対策班)発生地家保から異常通報又は疑い事例の報告受理	
	10:00	1:00					
	10:30	1:30	家保立入検査		農場聞き取り及び臨床検査 特定症状を確認 振興局内、制限区域内の市町、建設業協会、農協等に連絡 豚群の撮影 画像情報等を県本部へ送信 制限区域の設定準備 県本部へ報告(初動防疫報告票)(-13:00) 防疫作業に必要な人員数を算定 県本部へ提出(初動防疫報告票)(-13:00) サポート、農場作業、埋却地作業者動員者名簿の作成指示(-13:00) 防疫作業に必要な資材数量を算定 県本部へ提出(初動防疫報告票) (-13:00) 消毒ポイント設置場所 県本部へ提出(初動防疫報告票)(-13:00) 埋却地情報の提供 県本部へ提出(初動防疫報告票)(-13:00) ✓以降、随時、県本部へ作成資料や情報を発信	(防疫対策班)特定症状確認情報受理 (総務動員者確保班)警戒連絡会議構成員、基地対策・国民保護課、全振興局、 農林部各課・室へ連絡 (防疫対策班)知事・副知事へ報告 (防疫対策班)農水省へ特定症状を確認した旨、発生地から受理した写真等を送付し報告 (防疫対策班)農協等上部団体へ連絡 農林部防疫対策本部会議の開催(第1回) (総務動員者確保班)県本部動員者名簿作成準備 (防疫対策班)現地からの情報受理 警戒連絡会議資料作成 (広報班)プレスリリース準備 ✓(各作業班)随時、現地からの情報受理	特定症状確認情報受理 制限区域内の市町へ連絡 動員者名簿作成準備
	11:00	2:00			検体の搬送(農場 家保)		
	12:00	3:00	病性鑑定開始		家保で血液検査 病性鑑定解剖及び検体を採材 解剖写真等を県本部へ報告 運搬困難や、多数の検体を採材する場合は農場で実施	(防疫対策班)農水省へ解剖写真等を送付し報告	
	13:00	4:00	検体搬送決定		検体搬送決定		
					検体搬送決定情報を受け 振興局内、制限区域内の市町、建設業協会、農協等に連絡 ○航空貨物便の時間を確認し、県本部(防疫対策班)へ報告(現地家保) 消毒ポイント動員(市町、関係団体)については現地振興局から動員要請	(総務動員者確保班)検体搬送決定情報を、警戒連絡会議構成員、基地対策・国民保護 課、全振興局、農林部各課・室へ連絡 (防疫対策班)航空貨物便の時間を東京事務所に連絡 (防疫対策班)知事・副知事へ報告(併せて自衛隊の出動要請について協議) 九州・山口・沖縄各県へ連絡(要検討事項) (防疫対策班)関係団体等へ連絡 (農林部長)基地対策・国民保護課へ自衛隊の出動要請電話連絡 農林部防疫対策本部会議の開催(第2回)	検体搬送決定情報を受け 制限区域内の市町へ連絡
	13:30	4:30			先遣隊(家保、振興局農業土木担当、市町、建設業協会)出発	(資材班)トラック協会へ備蓄資材搬送依頼(-13:30) (資材班)国へ資材の供出を要請(-14:00) (資材班)県央へ備蓄資材積込作業者動員要請完了(-14:00)	
	14:00	5:00			農場出入口への消毒機器の設置完了(-14:30) 不足資材の調達作業開始(14:30-) 検体搬送(現地家保 長崎空港)	(資材班)現地へ不足資材の数量報告完了(-14:30) (動員者確保班)移動用バスの運行要請完了(-14:30) (動員者確保班)バス会社の担当者等を各振興局へ連絡(-15:00)	
	15:00	6:00	【県】 検査開始		長崎県CSF及びASF警戒連絡会議【非公表】		
					先遣隊調査開始 中央家保でCSFの抗原検査(ウイルス分離、蛍光抗体法(FA)、遺伝子検出検査)、 抗体検査(ELISA)開始 不足人員がある場合は、県本部(動員者確保班)へ動員要請(第4クールまで)(-15:30)		
16:00	7:00			移動用バスの確保完了(-16:30)	(動員者確保班)他振興局へ動員要請(第4クールまで)完了(-16:00) (動員者確保班)発生現地への移動用バス等の確保(-16:30)	動員要請(第4クールまで)受理(-16:30) 備蓄資材積込委員が備蓄倉庫へ移動開始(16:00) トラック到着後直ちに備蓄資材の積込作業開始(16:30) 積込後 後方支援センターへ出発 移動用バスの確保完了(-16:30)	
16:30	7:30			地域CSF及びASF警戒連絡会議		地域CSF及びASF警戒連絡会議	

1	17:00	8:00			先遣隊調査終了(～17:00) ○周辺住民への説明(家保、保健所、市) 重機手配(17:00～) 県防疫対策本部へ報告	(各作業班)先遣隊の調査結果受理(17:00) (動員者確保班)農林部各課査動員名簿完成(～18:00) (消毒ポイント班)制限区域等公示案作成完了(17:00) (広報班)プレスリリース(消毒ポイント設置等)作成完了(17:00)	
	18:00	9:00			県本部及び他振興局の動員者名簿(第4クールまで)受理(～18:30) 事前準備班 後方支援センター集合(18:30) 検体搬送(長崎空港 羽田空港)	(動員者確保班)農林部及び他振興局の動員者名簿(第4クールまで)を現地对策本部へ提出完了(～18:30)	動員者名簿(第4クールまで)を県本部へ提出(～18:30)
	19:00	10:00	【県】 検査結果判明 (FA)	【県】 検査開始 (遺伝子検出検査)	動員者の班編成完了、県本部へ名簿(第4クールまで)を提出(～19:30) 備蓄資材トラック後方支援センター到着(19:30)	(防疫対策班)中央家保から抗原検査(FA)結果の報告受理 現地对策本部から動員名簿(第4クールまで)を受理(～19:30)	
	20:00	11:00			備蓄資材を後方支援センターへ搬入完了(20:30) 後方支援センター設置開始(20:30)		
	21:00	12:00			(東京事務所)羽田空港で検体受取後、動物衛生研究部門(海外病研究拠点)へ搬送 事前準備班 農場拠点に移動(21:00) 農場拠点設置開始(21:30)		
	22:00	13:00			消毒ポイント資材及び消毒ポイント事前準備班到着(22:00) ASFのみ設置(CSFはワクチン接種地域であるため設置不要) 後方支援センター・農場拠点設置完了(22:30)		
	23:00	14:00	【国機関】 遺伝子検査開始		動物衛生研究部門(海外病研究拠点)に検体到着 消毒ポイント設置完了(23:00) ASFのみ設置(CSFはワクチン接種地域であるため設置不要)		
2	0:00	15:00	【県】 抗体検査 結果判明			(防疫対策班)中央家保から抗体検査(ELISA)結果の報告受理	
	1:00	16:00	【県】 検査結果判明 (遺伝子検出検査)		<中央家保での検査> CSF又はASF検査 (遺伝子検出検査) 陽性		
	2:00	17:00			農林部防疫対策本部会議の開催(第3回)		
	3:00	18:00					
	4:00	19:00					
	5:00	20:00	【国機関】 遺伝子検出検査結果判明		<国機関での検査> CSF又はASF検査 (遺伝子検出検査) 陽性		
	6:00	21:00			農林部防疫対策本部会議の開催(第4回)		
	7:00	22:00					
	8:00	23:00					
	9:00	24:00					
	10:00	25:00					
	11:00	26:00			防疫作業動員者移動開始(11:30) サポート班 後方支援センター到着(11:30)	防疫作業動員者移動開始(11:30)	防疫作業動員者移動開始(11:30)
	12:00	27:00			消毒ポイント動員者移動開始(12:30) ASFのみ設置(CSFはワクチン接種地域であるため設置不要)	消毒ポイント動員者移動開始(12:30)	消毒ポイント動員者移動開始(12:30) ASFのみ設置(CSFはワクチン接種地域であるため設置不要)
	13:00	28:00			防疫作業動員者後方支援センター到着(13:00) サポート班 農場拠点到着(13:00) 消毒ポイント動員者到着(13:00) ASFのみ設置(CSFはワクチン接種地域であるため設置不要)	防疫作業動員者後方支援センター到着(13:00)	防疫作業動員者後方支援センター到着(13:00) 消毒ポイント動員者到着(13:00) ASFのみ設置(CSFはワクチン接種地域であるため設置不要)
	14:00	29:00			防疫作業動員者は農場拠点へ移動完了(14:00) 消毒ポイント設置完了(14:00) ASFのみ設置(CSFはワクチン接種地域であるため設置不要) 重機配備完了(14:30)	防疫作業動員者は農場拠点へ移動完了(14:00)	防疫作業動員者は農場拠点へ移動完了(14:00) 消毒ポイント設置完了(14:00) ASFのみ設置(CSFはワクチン接種地域であるため設置不要)
15:00	30:00	【国機関】 遺伝子解析等検査 結果判明		<国機関での検査> CSF又はASF遺伝子解析等検査 陽性			
				農林部防疫対策本部会議の開催(第5回)			
				長崎県CSF(又はASF)警戒連絡会議から長崎県CSF(又はASF)防疫対策本部へ改組			
				長崎県CSF(又はASF)防疫対策本部会議(第1回)			
				患 畜 決 定			
				防 疫 作 業 開 始			

発生場所、消毒ポイント設置場所によって時間は変動する。

注)本タイムスケジュールは、国検査機関が一括してCSF遺伝子検査を実施する想定で設定。検査対応次第により患者決定時間は変動する。

6 発生時防疫対応タイムフロー【異常通報から患畜確定まで】(2) 中央家保での遺伝子検出検査で陽性確認後、国検査機関で遺伝子解析検査を実施する場合

人、場所、物(資材、重機等)、その他作業(連絡、資料作成等)

経過 日数	時間	経過 時間	事項		現地総合対策本部(発生地)	県防疫対策本部	地域総合対策本部
			CSF	ASF			
1	9:00	0:00	異常通報 疑い事例の発生		異常通報又は疑い事例の発生		
					農家から異常通報 又は CSF又はASF疑い事例の発生 畜産課に連絡	(防疫対策班) 発生地家保から異常通報又は疑い事例の報告受理	
	10:00	1:00					
	10:30	1:30	家保立入検査		農場聞き取り及び臨床検査 特定症状を顕微 振興局内、制限区域内の市町、建設業協会、農協等に連絡 豚群の撮影 画像情報等を県本部へ送信 制限区域の設定準備 県本部へ報告(初動防疫報告票)(-13:00) 防疫作業に必要な人員数を算定 県本部へ提出(初動防疫報告票) (-13:00) 防疫作業に必要な資材数量を算定 県本部へ提出(初動防疫報告票) (-13:00) 消毒ポイント設置場所 県本部へ提出(初動防疫報告票)(-13:00) 埋却地情報の提供 県本部へ提出(初動防疫報告票)(-13:00) ✓以降、随時、県本部へ作成資料や情報を発信	(防疫対策班) 特定症状確認情報受理 (総務動員者確保班) 警戒連絡会議構成員、基地対策・国民保護課、全振興局、 農林部各課・室へ連絡 (防疫対策班) 知事・副知事へ報告 (防疫対策班) 農水省へ特定症状を確認した旨、発生地から受理した写真等を送付し報告 (防疫対策班) 農協等上部団体へ連絡 農林部防疫対策本部会議の開催(第1回) (総務動員者確保班) 県本部動員名簿作成準備 (防疫対策班) 現地からの情報受理 警戒連絡会議資料作成 (広報班) プレスリリース準備 ✓(各作業班) 随時、現地からの情報受理	特定症状確認情報受理 制限区域内の市町へ連絡 動員名簿作成準備
	11:00	2:00			検体の搬送(農場 家保)		
	12:00	3:00	病性鑑定開始		家保で血液検査 病性鑑定解剖及び検体を採材 解剖写真等を県本部へ報告 運搬困難や、多数の検体を採材する場合は農場で実施	(防疫対策班) 農水省へ解剖写真等を送付し報告	
	13:00	4:00	検体搬送指示なし		『検体搬送指示なし』の情報を受理 振興局内、制限区域内の市町、建設業協会、農協等に連絡 消毒ポイント動員(市町、関係団体)については現地振興局から動員要請	(防疫対策班) 農水省から『検体搬送指示なし、家保での検査』指示 (総務動員者確保班) 『検体搬送指示なし』の情報を、警戒連絡会議構成員、 基地対策・国民保護課、全振興局、農林部各課・室へ連絡 (防疫対策班) 知事・副知事へ報告 農林部防疫対策本部会議の開催(第2回) (資材班) 県央へ備蓄資材積込作業者動員要請完了(-14:00)	『検体搬送指示なし』の情報を受理 制限区域内の市町へ連絡
	14:00	5:00				(資材班) 現地へ不足資材の数量報告完了(-14:30)	
	15:00	6:00	【県】 検査開始		中央家保でCSFの抗原検査(ウイルス分離、蛍光抗体法(FA)、遺伝子検出検査)、抗 体検査(ELISA)開始		
	16:00	7:00					
	17:00	8:00				(消毒ポイント班) 制限区域等公示案作成完了(17:00) (広報班) プレスリリース(消毒ポイント設置等)作成完了(17:00)	
	18:00	9:00					
	19:00	10:00	【県】 検査結果判明 (FA)	【県】 検査開始 (遺伝子検出検査)		(防疫対策班) 中央家保から抗原検査(FA)結果の報告受理 (防疫対策班) 農水省と協議	
	20:00	11:00					
21:00	12:00						
22:00	13:00						
23:00	14:00						

	0:00	15:00	【県】 抗体検査 結果判明		(防疫対策班)中央家保から抗体検査(ELISA)結果の報告受理 (防疫対策班)農水省と協議	
	1:00	16:00	【県】 検査結果判明(遺伝子検出検査)	<中央家保での検査> CSF又はASF検査 (遺伝子検出検査) 陽 性		
			検体搬送決定	検 体 搬 送 決 定		
			検体搬送決定情報を受理 振興局内、制限区域内の市町、建設業協会、農協等に連絡 ○航空貨物便の時間を確認し、県本部(防疫対策班)へ報告(中央家保)	(総務動員者確保班)検体搬送決定情報、警戒連絡会議構成員、 基地対策・国民保護課、全振興局、農林部各課・室へ連絡 (防疫対策班)航空貨物便の時間を東京事務所に連絡 (防疫対策班)知事・副知事へ報告(併せて自衛隊の出動要請について協議) 九州・山口・沖縄各県へ連絡(要検討事項) (防疫対策班)関係団体等へ連絡 (農林部長)基地対策・国民保護課へ自衛隊の出動要請電話連絡 農林部防疫対策本部会議の開催(第3回) (資材班)トラック協会へ備蓄資材搬送依頼 (資材班)国へ資材の供出を要請	検体搬送決定情報を受理 制限区域内の市町へ連絡	
	2:00	17:00				
	3:00	18:00		農場出入口への消毒機器の設置完了(-3:30)		
	4:00	19:00		長崎県CSF及びASF警戒連絡会議【非公表】		
	5:00	20:00		検体搬送(中央家保 長崎空港)		
	5:30	20:30		地域CSF及びASF警戒連絡会議		地域CSF及びASF警戒連絡会議
	6:00	21:00				
	7:00	22:00				
	8:00	23:00				
2	9:00	24:00		検体搬送(長崎空港 羽田空港) 不足資材の調達作業開始(9:00-) 先遣隊(家保、振興局農業土木担当、市町、建設業協会)出発 サポート、農場作業、埋却地作業者動員者名簿の作成指示(-9:30)		
	10:00	25:00		先遣隊調査開始	(動員者確保班)移動用バスの運行要請完了(-10:30) (動員者確保班)バス会社の担当者等を各振興局へ連絡(-11:00)	備蓄資材積込要員が備蓄倉庫へ移動開始(10:00) トラック到着後直ちに備蓄資材の積込作業開始(10:30) 積込後、後方支援センターへ出発
	11:00	26:00		(東京事務所)羽田空港で検体受取後、動物衛生研究部門(海外病研究拠点)へ搬送 先遣隊調査終了(-12:00) 重機手配(12:00-) 県防疫対策本部へ報告		
	12:00	27:00		移動用バスの確保完了(-12:30)	(動員者確保班)発現地への移動用バス等の確保(-12:30)	移動用バスの確保完了(-12:30)
	13:00	28:00	【国機関】 遺伝子検査開始	動物衛生研究部門(海外病研究拠点)に検体到着 事前準備班 後方支援センター集合(13:30) 不足人員がある場合は、県本部(動員者確保班)へ動員要請(第4クールまで)(-13:30) 備蓄資材トラック後方支援センター到着(13:30)		
	14:00	29:00		備蓄資材を後方支援センターへ搬入完了(14:30) 後方支援センター設営開始(14:30)	(動員者確保班)他振興局へ動員要請(第4クールまで)完了(-14:00)	動員要請(第4クールまで)受理(-14:00)
	15:00	30:00		農場拠点設営開始(15:30)		
	16:00	31:00		後方支援センター・農場拠点設営完了(16:30) 県本部及び他振興局の動員者名簿(第4クールまで)受理(-16:30) 消毒ポイント資材及び消毒ポイント事前準備班到着(16:00) ASFのみ設置(CSFはワクチン接種地域であるため設置不要)	(動員者確保班)農林部各課室動員名簿完成(-16:00) (動員者確保班)農林部及び他振興局の動員名簿(第4クールまで)を現地対策本部へ提出 完了(-16:30)	動員者名簿(第4クールまで)を県本部へ提出(-16:30)
	17:00	32:00		周辺住民への説明(家保、保健所、市) 動員者の班編成完了、県本部へ名簿(第4クールまで)を提出(-17:30) 消毒ポイント設置完了(17:00) ASFのみ設置(CSFはワクチン接種地域であるため設置不要)	現地対策本部から動員名簿(第4クールまで)を受理(-17:30)	各消毒ポイントの資材準備完了(17:00)
	18:00	33:00				
	19:00	34:00				
	20:00	35:00				
	21:00	36:00				
	22:00	37:00				
	23:00	38:00	【国機関】 遺伝子解析等検査等 結果判明	<国機関での検査> CSF又はASF遺伝子解析等検査 陽 性		

3	0:00	39:00				
	1:00	40:00				
	2:00	41:00				
	3:00	42:00				
	4:00	43:00			防疫作業動員者移動開始(4:30) サポート班 後方支援センター到着(4:30)	防疫作業動員者移動開始(4:30)
	5:00	44:00			消毒ポイント動員者移動開始(5:30)	消毒ポイント動員者移動開始(5:30) ASFのみ設置(CSFはワクチン接種地域であるため設置不要)
	6:00	45:00			防疫作業動員者後方支援センター到着(6:00) サポート班 農場拠点到着(6:00) 消毒ポイント動員者到着(6:00) ASFのみ設置(CSFはワクチン接種地域であるため設置不要)	防疫作業動員者後方支援センター到着(6:00) 消毒ポイント動員者到着(6:00) ASFのみ設置(CSFはワクチン接種地域であるため設置不要)
	7:00	46:00			防疫作業動員者は農場拠点へ移動完了(7:00) 消毒ポイント設置完了(7:00) ASFのみ設置(CSFはワクチン接種地域であるため設置不要) 重機配備完了(7:30)	防疫作業動員者は農場拠点へ移動完了(7:00) <u>農林部防疫対策本部会議(第4回)</u> 長崎県CSF(又はASF)警戒連絡会議から長崎県CSF(又はASF)防疫対策本部へ改組
8:00	47:00			長崎県CSF(又はASF)防疫対策本部会議(第1回) 懸 念 決 定 防 疫 作 業 開 始		

発生場所、消毒ポイント設置場所によって時間は変動する。

6 CSF及びASF発生時の防疫対応タイムフロー（3）（患畜確定から制限措置解除まで）

経過日数	時間	事項	現地総合対策本部（発生地）	県防疫対策本部	地域総合対策本部
2 (3)	15:00 23:00	遺伝子解析等検査 陽性	CSF（又はASF）遺伝子解析等検査 陽性		
	15:00 (8:00)	防疫作業開始	長崎県CSF（又はASF）防疫対策本部会議		
			患畜決定		
			殺処分・埋却等作業 発生状況確認検査 消毒ポイント設置 ASFのみ設置（CSFはワクチン接種地域であるため設置不要） 殺処分 周辺農場の立入検査 ✓防疫作業進捗状況を、随時、県本部へ報告	必要に応じて記者会見 （総務動員者確保班）基地対策・国民保護課、全振興局、県議会議員へ連絡 （防疫対策班）九州各県へ連絡 （防疫対策班）関係団体へ連絡 （防疫対策班）告示（患畜決定、催物の制限） ASFのみ設置（CSFはワクチン接種地域であるため設置不要） （消毒ポイント班）告示（制限区域の設定） （広報班）プレスリリース（患畜決定、制限区域の設定、消毒ポイントの設置）	消毒ポイント設置（制限区域にかかる場合）
3 (4)	10:00			（広報班）プレスリリース（防疫作業進捗状況）	
	15:00 (8:00)	殺処分終了	殺処分終了		
4 (5)	10:00			（広報班）プレスリリース（防疫作業進捗状況）	
	11:00				
5 (6)	10:00			（広報班）プレスリリース（防疫作業進捗状況）	
	15:00 (8:00)	防疫措置終了	防疫措置終了		
			野生いのししの感染確認検査 （移動制限区域3km圏内） 検査	（広報班）プレスリリース（防疫措置終了）	
			長崎県CSF（又はASF）防疫対策本部会議（第2回）		
				以降、必要に応じて開催	
6-7 (7-8)				（広報班）プレスリリース（発生状況確認検査の結果）	
8-11 (9-12)					
12 (13)			畜舎等の消毒（2回目）		
13-16 (14-17)					

17 (18)						
18 (19)						
19 (20)						
20 (21)			ASF清浄性確認検査 ↓ 立入検査 ↓ 検査 ↓ 畜舎等の消毒(3回目)			
		清浄性確認検査 結果判明 (ASF)	清浄性確認検査で陰性確認後、 農水省と協議して搬出制限区域 (半径10km区域)を解除		(広報班)プレスリリース(清浄性確認検査の結果) (消毒ポイント班)搬出制限区域解除の告示 (広報班)プレスリリース(搬出制限区域の解除)	
21 (22)	0:00	搬出制限区域解除 (ASF)			(ASF)搬出制限区域解除	
22 (23)						
23 (24)						
24 (25)						
25 (26)						
26 (27)			CSF清浄性確認検査 ↓ 立入検査 ↓ 検査			
		清浄性確認検査 結果判明 (CSF)	清浄性確認検査で陰性確認後、 農水省と協議して搬出制限区域 (半径10km区域)を解除		(広報班)プレスリリース(清浄性確認検査の結果) (消毒ポイント班)搬出制限区域解除の告示 (広報班)プレスリリース(搬出制限区域の解除)	
27 (28)	0:00	搬出制限区域解除 (CSF)			(CSF)搬出制限区域解除	
					(消毒ポイント班)移動制限区域解除の告示 (広報班)プレスリリース(移動制限区域の解除、消毒ポイントの廃止)	
28 (29)	0:00	移動制限区域解除 (ASF)			(ASF)移動制限区域解除	
	10:00				長崎県アフリカ豚熱防疫対策本部会議	
29~32 (30~33)						
33 (34)					(消毒ポイント班)移動制限区域解除の告示 (広報班)プレスリリース(移動制限区域の解除、消毒ポイントの廃止)	
34 (35)	0:00	移動制限区域解除 (CSF)			(CSF)移動制限区域解除	
	10:00				長崎県豚熱防疫対策本部会議	

国検査機関で一括して遺伝子検査から遺伝子解析検査まで実施する場合の予定日時。カッコ内は中央家保での遺伝子検査で陽性確認後、国検査機関で遺伝子解析検査を実施する場合。

7 発生時における市町の役割

(1) 事前に検討しておく事項

- 市町対策本部を設置する場合の構成等
- 現地防疫活動（消毒ポイント等）への動員方法、動員者数
- 埋却のための公有地のリスト化及び地域住民への説明方法
- 市町道の通行自粛・遮断等の対応
- 車両消毒ポイント等（水及び電気の確保）
- 防疫作業従事者の後方支援センターの選定（使用の可否の確認）
- 住民への情報提供の方法、相談窓口の設置

(2) 自市町において検体搬送決定（又は県の検査で陽性）が発生した場合

- 市町対策本部の設置
- （混乱を招かないように情報は、慎重に取り扱う）
- 防疫活動の準備
- ア 防疫活動の補助業務を行う作業者の確保
 - ・処分家畜等の評価
 - ・通行遮断
- イ 消毒ポイント選定箇所の使用可否確認・従事者の確保
- ウ 埋却場所の選定・準備（公有地の場合）
- エ 防疫作業従事者後方支援センター（体育館・公民館等）・農場拠点の設営作業
- オ 発生地周辺の通行遮断（住民への説明）
- カ 移動制限区域、搬出制限区域設定の協力
- キ 防疫作業に係る電源・水源の確保
- ク 後方支援センター、農場拠点、消毒ポイントで使用するテント、机、椅子等の供出（必要に応じ）
- ケ 発生農場近隣の住民を対象にした説明会の開催（準備・出席）

(3) 患畜に確定した場合

- 消毒ポイントにおける通行車両等の消毒
- 後方支援センター、農場拠点、埋却地拠点（必要な場合に設置）での防疫作業
者へのサポート業務
- 豚飼養者等への移動制限区域、搬出制限区域に係る内容の周知
- 住民、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策含む）
- 発生状況確認検査、清浄性確認検査への協力（巡回車両、案内人の確保）

8 発生時における畜産関係団体等の役割

(1) 関係する養豚場で異常通報があった場合

家畜防疫員の要請に基づき、異常通報があった養豚農場に係る農協、飼料会社、と畜場等は、出荷、集荷、配送業務を停止する

(2) 管内において検体搬送決定（又は県の検査で陽性）発生した場合

県から検体搬送決定（又は県の検査で陽性）が発生した旨の通報があった場合
養豚農家、飼料会社等への情報伝達
家畜、畜産物、飼料、畜産関係資材等の移動状況調査への協力

(3) 患畜に決定した場合

処分家畜等の評価
消毒ポイントにおける通行車両等の消毒
養豚農家、飼料会社等への情報伝達、相談窓口の設置（風評被害対策含む）

9 発生時におけるその他の団体等の役割

(1) 異常通報があった場合

異常通報があった養豚場の所在地の建設業協会支部は、検体搬送決定後の先遣隊の派遣の準備をする

(2) 管内において検体搬送決定（又は県の検査で陽性）発生した場合

県から検体搬送決定（又は県の検査で陽性）が発生した旨の通報があった場合
先遣隊の派遣（長崎県建設業協会支部）
防疫資材の確保（資材供給協定締結事業者）
家畜伝染病発生時資材供給契約者一覧（資料編）参照
防疫作業従事者の動員（長崎県獣医師会、長崎県建設業協会支部）
重機の確保（長崎県建設業協会支部）
防疫作業従事者の輸送（長崎県バス協会）

(3) 患畜に決定した場合

殺処分された家畜等の埋却地への運搬作業（長崎県建設業協会支部）
埋却作業（長崎県建設業協会支部）
消毒ポイントの管理および運営（長崎県消毒業協同組合、長崎県造園建設業協会、長崎県ビルメンテナンス協会、長崎県警備業協会）

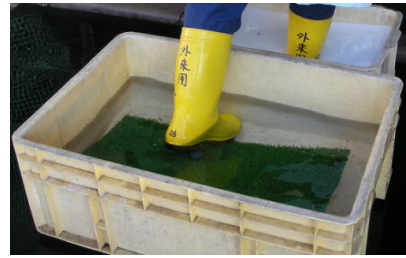


連絡方法について

各関係機関、関係団体等への連絡は、電子メール・FAXに加えて、電話での受信確認を実施すること。

10 発生防止対策のための豚飼養者の役割

- (1) 日頃から、法に定める「飼養衛生管理基準」を遵守する。また、日々の来訪者や自分の外出先などを記録するよう心がける。また、農場出入者については確実に記録するとともに、出入時の消毒を徹底する。



- (2) CSF・ASFに関するパンフレットなどにより、本病についての知識を習得するとともに、県や農林水産省のホームページ等で発生情報等を随時確認する。

- (3) 飼養豚が、法第13条の2第1項の農林水産大臣が定める症状(以下「特定症状」という。)を呈していることを発見したときは、同項に基づき直ちに家保に通報しなければならない。また、特定症状以外の異常で飼養豚の死亡率の急激な上昇や、同様の症状を呈する飼養豚が増加した場合は、直ちに獣医師又は家保の指導を受ける。

なお、特定症状及び特定症状以外の異常については、 の1及び2を参照のこと。

関係機関・団体等の役割分担

作業内容	県防疫対策本部	現地防疫対策本部							消毒業協会等	自衛隊	農家
		同等	家保	保健所	市町	警察	畜産関係団体	建設業協会			
対策本部の設置（県本部・現地）	○	○									
広報（作業全般）	○				○						
先遣隊		○	○	○	○			○			
養豚農家への情報伝達			○		○		○				
飼料会社等への情報伝達	○						○				
防疫作業従事者の動員	○	○	○		○			○		○	
防疫資材の確保	○	○	○		○					○	
防疫作業計画の策定	○	○	○								
発生農場防疫措置	家畜等の評価		○		○		○				
	殺処分作業		○	○							
	農場清掃消毒		○	○							
	埋却作業		○	○				○			
	水源等確保				○					○	
	機械確保		○					○		○	
	機械操作	○						○		○	
通行遮断（規制）	作業者の健康相談			○							
	農場周辺の交通規制		○		○	○					
道路使用の調整	道路使用の調整		○		○	○					
	埋却地の選定（平時）		○	○						○	
埋却作業	必要面積算定（平時）			○							
	現地調査（平時）		○	○						○	
	重機の確保		○					○			
制限措置	制限区域の設定	○		○							
サポート業務	フォークリフト確保（資材荷下ろし）		○	○							
	後方支援C・農場拠点の選定・確保			○		○					
	サポート業務の運営・管理		○	○	○	○					
防疫作業者の移動手段確保	同等	○									
	後方支援C		○								
発生状況確認検査・清浄性確認検査	農場拠点										
	対象農場の確認			○							
	計画策定			○							
住民説明	獣医師動員要請	○		○							
	案内					○					
	会場確保					○					
消毒ポイント作業	説明者			○	○	同席					
	候補地の選定	○	○	○	○						
	許認可事務（道路使用許可・道路占用許可等）		○				○				
	水源確保				○						
	管理・運営		○					○			
業務委託事務	○										

：必要に応じて対応